

健生食監発0327第3号  
令和8年3月27日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長  
( 公 印 省 略 )

自動車を用いた飲食店営業に関して複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能とする事例について

平素より食品安全行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第54条に規定する営業を自動車により複数の地域にまたがって営もうとする者の取扱いについては、「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」（令和元年12月27日付け生食発1227第2号）第1の3イ（1）により通知したところです。

今般、「規制改革実施計画について」（令和7年6月13日閣議決定）（別添1）において、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について横展開を図ることとされたことから、「食品の営業規制の平準化に関する検討会」及び「厚生科学審議会食品衛生監視部会」において行われた議論を踏まえ、自動車を用いた飲食店営業について、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行っている事例を別添2及び3のとおり示しますので、関係都道府県等の間で調整を行う際の参考とするようお願いします。

また、上記検討会では、自動車を用いた飲食店営業について、固定施設と同様の水準で必要な指導等を行えるようにする必要があるとの結論が得られたところであり、今後、自動車を用いた飲食店営業について、固定施設と同様の衛生水準を維持しつつ円滑な活用を推進するために、営業許可申請の際に営業場所の記載を必須とするなど、所要の措置を講ずる予定であることを申し添えます。

(別添1)

規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）（抜粋）

(3) スタートアップ・イノベーション促進

災害時等におけるキッチンカーによる迅速なサービスの提供

b 災害時にかかわらず、キッチンカーについては、複数の都道府県等の区域を越えて営業を行う際、原則、それぞれの管轄区域ごとに営業許可を取得することが必要となっており、事業者の負担が生じていることを踏まえ、厚生労働省は、複数の都道府県間等の区域を越えた広域での営業を行い得る環境整備に向けて、次の①及び②の措置を講ずる。

①異なる都道府県等の調整により、キッチンカー事業者が単一の営業許可によって都道府県等の区域を越える営業が可能となる「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政省令の制定について」(令和元年12月27日厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知。以下「令和元年通知」という。)に基づく仕組みを実効性のあるものとするため、複数の都道府県間等の区域を越えて営業を行うことを可能としている都道府県等の事例について、都道府県等の間で調整すべき内容(例えば、監視指導の方法、違反判明時の通報体制、行政処分 of 取扱い及び情報共有事項等)を具体的に記載した上で周知し、横展開を図る。

②都道府県等による上記①の取組を後押しする観点から、令和元年通知を経ても残存するキッチンカーの施設基準に関する地域的差異が見直されるよう、都道府県等が公衆衛生の観点で定める施設基準等について、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第19及び第20(第66条の7関係)で定める施設基準から乖離している場合、具体例を提示し、都道府県等がその必要性及び合理性を十分検討し、所要の見直しを行えるよう周知する。

(参考)

厚生科学審議会食品衛生監視部会（第8回）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei\\_127766.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_127766.html)

食品の営業規制の平準化に関する検討会（第9回～第11回）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin\\_436610\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuhin_436610_00003.html)

規制改革実施計画について 令和7年6月13日閣議決定

[https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/250613/01\\_program.pdf](https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/program/250613/01_program.pdf)

第10回食品の営業規制の平準化に関する検討会

【資料2】大阪府域及び和歌山県域における府県の区域を越えておこなう自動車による飲食店営業について（抜粋）

### 3 取り決めた内容

府県の区域を越えておこなう自動車による飲食店営業について、大阪府域及び和歌山県域の関係自治体（2府県10市）で協定書を締結。

- (1) 監視指導の方法  
現に自動車が存在する場所を管轄する自治体の食品衛生監視員が実施する。
- (2) 違反判明時の通報体制  
違反を発見した場合は、管轄する自治体は適切な指導を行うとともに、「許可自治体」に通報する。必要に応じ改善状況の確認や再発防止等の指導は「許可自治体」が行う。
- (3) 行政処分 の取扱い  
関係自治体の管轄する区域内において法の規定に違反する事実があった場合の行政処分は、「許可自治体」が行う。
- (4) 情報共有  
自動車による飲食店営業に係る情報については、次に掲げるとおり関係自治体間で共有する。
  - ・自動車による飲食店営業について、許可自治体は他の関係自治体からの求めに応じて監視指導に必要な範囲において営業者及び自動車に関する情報を提供する。
  - 許可自治体は営業許可の申請に際して申請者による旨説明を行う。

（例）自動車リストについて、3カ月に1回程度共有（許可証記載事項）

  - ・自動車に係る食中毒の発生が疑われる情報を探知した自治体は、速やかに関係する自治体に情報を提供する。
  - ・行政処分を行った場合、許可自治体は他の関係自治体あてその旨を通知する。

第10回食品の営業規制の平準化に関する検討会

【資料】自動車による飲食店営業について② (抜粋)

自動車を用いた飲食店営業の実態に関するアンケート調査における他の自治体の営業許可で営業を認めた場合の自治体間の調整に関する調査結果概要

- 他の自治体の営業許可で営業を認めた自治体（特定の都道府県間または同一の都道府県のいずれも含む。）においては、
  - ・違反判明時の通報体制について、違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、許可自治体へ通報するという回答が33例中18例であった。
  - ・営業の禁停止などの行政処分については、許可した自治体が行うという回答が33例中33例であった。
- また、営業者に関する自治体間の情報共有については、33例中、16例で営業者に関する情報共有が行われていた一方で、情報共有を行っていないと回答した自治体（※）が17例であった。

	同一都道府県内の他の自治体の営業許可で同一都道府県内は営業を認めた（32例）	特定の都道府県の間で営業を認めた（1例） →大阪府/和歌山県
自治体間で	違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、許可自治体へ通報	違反等の通報を受けた自治体で指導し、その後、許可自治体へ通報
の	許可自治体が営業の禁停止処分を行う ※ 営業の禁停止以外の廃業命令、回収命令等の行政処分は許可自治体以外の自治体でも可能と3自治体が回答	許可自治体が営業の禁停止処分を行う
取	情報共有をしている 共有事項：営業者名、営業者住所、屋号、車両番号 ※これらに加え、自動車の保管場所、仕込み場所、営業場所を共有している自治体があった。	情報共有をしている 共有事項：営業者名、営業者住所、屋号、車両番号 ※その他：施設の図面等、関係自治体からの求めに応じて共有
り	情報共有をしていない ※依頼があれば情報共有すると回答した自治体を含む。	
決	17	15
め		